

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第 32 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 31 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
（平成 20 年 7 月 31 日公表）

2. コメント募集期間

平成 20 年 7 月 31 日～平成 20 年 9 月 19 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」
企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
（平成 20 年 12 月 26 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	あずさ監査法人 品質管理部（大阪）
CL02	（社）日本貿易会 総務グループ
CL03	日本公認会計士協会 業務本部

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。また、以下の「コメント概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
1. セグメント情報等に関する事項の開示		
1) 報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合の注記について	<p>報告セグメントの資産について、配分基準の変更により、報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要（基準(案)第19項(7)②、第25項(5-2)②）の注記は必要ないのか。また、配分基準を変更したときにその影響(基準(案)第19項(7)③、第25項(5-2)③)の注記は必要ないのか。</p> <p>基準(案)第19項(7)②、第25項(5-2)②において、「企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要」について注記することとされているが、四半期会計基準及び四半期連結財規では別途企業結合に関する注記があり、既にその概要や影響を記載することになっているため、セグメント別明細については、四半期報告書で開示する必要性につき、再検討願いたい。</p> <p>また、通常の事業活動に伴う資産の増加又は減少は上記変動には含まないとの認識でよい。</p>	<p>配分基準の変更により、報告セグメントの資産の金額に前年度末の金額から著しい変動があれば、その概要について記載する必要があると考える。</p> <p>また、四半期財務諸表では、報告セグメントの資産については、金額に著しい変動があった場合に、その概要を記載することが求められ、その他の情報の開示は特に求められていない。この点が明確になるように表現を修正した（基準第19項(7)及び第25項(5-2)）。</p> <p>報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合において、企業結合に関する注記とは別に、セグメント別の情報の開示を求めるものであり、現行の取扱い同様、引き続き有用な情報として開示すべきと考える。</p> <p>また、「通常の事業活動」に伴って報告セグメントの資産が著しく変動することはあまり想定されないが、前年度末金額と比較して著しい変動があれば、その概要を記載する必要がある。</p>

項目	コメントの概要	コメントへの対応
2) 報告セグメントの区分方法の変更があった場合の注記について	<p>適用指針(案)第40項では、「組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更があった場合、前年度の対応する期首からの累計期間に係るセグメント情報を変更後の区分方法により作り直した情報を記載する」と定めており、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、当期首からの累計期間に係るセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を記載する方法や、概算額の記載及び記載金額の算定が困難な場合にその旨及びその理由の記載も可能とする措置も講じられている。しかし、乍ら、45日以内という四半期開示の適時性を考慮すると、原則開示は相当の負担を要する場合が考えられ、結果として、企業側の期中における組織変更の意思決定に影響を及ぼす可能性もある。</p> <p>従い、原則開示としては現行の適用指針通り、変更の理由及び当該変更が当期の累計期間に係るセグメント情報に与える影響額の記載までに留め、前年度の累計期間に係るセグメント情報の変更後の区分方法による作成開示は、任意開示とすることについて検討願いたい。</p>	<p>年度のセグメント情報の開示の取扱いを踏まえ、「組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更」があった場合においては、前年度の累計期間に係るセグメント情報の変更後の区分方法により作成した情報の開示を原則とすべきと考えられるため、特段の対応は行わないこととした。</p>
3) 重要な減損損失を認識した場合及びのれんの金額に重要な変動が生じた場合のセグメント別の概要の注記について	<p>今回の改正が企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」との平仄を取ることを目的とするものであることは理解できる。</p> <p>しかしながら減損損失(のれんを含む)については、減損損失に係る注記が四半期報告書の注記項目(四半期損益計算書関係)として求められていないことから、セグメント情報の開示のために追加的な作業が必要となる。</p> <p>迅速性、適時性という四半期開示の趣旨及び当該情報の有用性を勘案した場合、追加作業を行ってまで開示を行う意義は見出し難いため、四半期報告書において注記対象外としていただくことを検討願いたい。</p> <p>基準(案)第19項(7)⑥の、のれんの変動の重要な変動は、基準(案)第19項(7)⑤により、のれんの減損損失は除くということによいか。もしそうであれば、減損損失の認識による重要な変動は除く旨を明示していただきたい。</p>	<p>減損損失に係る注記は、減損損失の発生という企業の事業活動上、重要な事象が生じた場合に、そのセグメント別の概要を開示するものであり、財務諸表利用者にとって有用な情報と考えられ、また、企業側に過度な負担を強いるような情報の開示を求めるものではないとも認識している。このため、特段の対応は行わないこととした。</p> <p>減損損失を計上した結果、のれんの変動に重要な変動が生じた場合には、のれんに関する注記は必要であり、あえて、これを除く旨を定めることは適当ではないと考え、特段の対応は行わないこととした(ただし、重複した記載を避けるような方法で開示することが考えられる。)</p>

項目	コメントの概要	コメントへの対応
4) のれんの金額に重要な変動が生じた場合の比較対象について	<p>基準(案)第19項(7)⑥の、のれん(商標)の金額の「重要な変動」の比較対象は前年末であることを明示すべきである。また、当該事項は「重要な」変動が生じた場合に注記することとされているが、「著しい」変動が生じた場合に注記することとすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>基準(案)第19項(7)②報告セグメントの資産の金額の変動は、適用指針(案)第42項で、前年度末の金額と比較して判断することが明示されているが、のれん(商標)の金額については、その比較対象が明らかではない。のれん(商標)の金額の変動に関する比較対象を前四半期とする特別な理由はないと考えられるため、比較対象は前年末であることを明示すべきである。</p> <p>また、のれん(商標)の金額について「重要な」変動が生じた場合に注記することとされているが、四半期における他の変動情報は、「著しい」変動とされていること、公開草案では重要な減損損失を認識した場合に報告セグメント別の概要を求めていること、また企業結合に関する注記も年度末と同様の注記が求められていることを踏まえれば、注記は「著しい」変動の場合に求めることとすべきである。</p>	<p>固定資産の減損損失に関する情報と同様に、のれん(商標)に関する情報についても、関連する重要な事象が発生した場合に開示すべき項目であることが明確になるように表現を修正した(基準第19項(7)⑧及び第25項(5-2)⑧)。</p>
2. 適用初年度の取扱い		
5) のれんの金額に重要な変動が生じた場合の適用初年度の取扱いについて	<p>基準(案)第28-3項では、基準(案)第19項(7)⑥の適用初年度の取扱いが示されていないが、基準(案)第19項(7)②及び③と同様、適用初年度は開示不要とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>基準(案)第19項(7)②及び③は、適用初年度は開示不要とされているが、基準(案)第19項(7)⑥も適用初年度は開示不要として取扱うべきと考える。</p>	<p>のれん(商標)に関する情報については、重要な事象が発生した場合に開示すべき項目であることを明確にした。この点については、項目4)参照。</p>

項目	コメントの概要	コメントへの対応
6) 第 2 四半期以降に報告セグメント等の変更を行った場合について	<p>基準(案)第 19 項(7)③は、適用初年度は開示不要とされているが、適用初年度の第 2 四半期から報告セグメント等の変更をした場合は、注記は不要でよいのか明示すべきである。</p>	<p>基準第 19 項(3)及び(4)も考慮し、第 2 四半期以降に報告セグメント等の変更をした場合には、基準第 19 項(3)及び(4)の定めを踏まえた内容について、開示を求めることとした(基準第 19 項(7)⑤及び⑥並びに第 25 項(5-2)⑤及び⑥)。</p> <p>なお、コメントにある適用初年度の開示免除の定め(基準第 28-3 項)は、企業側の負担を考慮して比較情報の開示を免除する趣旨であり、第 2 四半期以降に報告セグメント等の変更をした場合であっても、免除することが適当と考えられる。</p>
3. その他		
7) セグメント情報に係る変更を行った場合について	<p>記載対象セグメント及び営業費用の配分方法等を四半期会計期間において変更した場合並びに四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合には、年度に準じた記載方法により、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響額を記載することとされているが、セグメント情報に与える影響額の記載は、四半期連結会計期間及び期首からの累計期間の両方に対して記載するのではなく、基準(案)第 19 項(2)の重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合の扱いと同様に、期首からの累計期間への影響のみを記載することを明示していただきたい。</p>	<p>今回の検討のポイントではないため、特段の対応は行わないこととした。(ただし、コメントにあるセグメント情報に係る変更についての現行の取扱いは、基準第 19 項(2)に定める重要な会計処理の原則及び手続についての変更として取り扱われていることから、期首からの累計期間への影響のみを記載するものと考えられる。)</p>

以上